

規程第 21 号

公益社団法人徳島森林づくり推進機構 市町村支部設置規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下「機構」という。）定款第3条に規定する市町村を単位とした支部の設置に関する必要な事項を規定し、適正な運営を行うことを目的とする。

(市町村との連携)

第2条 機構は、支部の設置により市町村と連携し、市町村は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。）第4条に規定する啓発活動等により相互に連携し協力するものとする。

(名称)

第3条 支部の名称は、「公益社団法人徳島森林づくり推進機構（市町村）支部」と称し、支部の前にそれぞれの市町村名を冠する。

(所在地)

第4条 支部は、当該市町村の担当課内に所在するものとする。ただし、当該支部は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する従たる事務所に該当しない。

(支部事業)

第5条 機構は、各支部において、市町村の区域を範囲とした次の事業を行う。

- (1) 定款第5条第1項第3号に規定する緑の募金法第2条第2項に規定する寄付金(以下「緑の募金」という。)活動及び緑化運動の普及啓発事業
- (2) 業務方法書第30条に規定する市町村等緑化交付金事業
- (3) 緑の協力員の設置及び運営
- (4) 森林整備、普及啓発等、機構が支部で行うこととした事業
- (5) その他各号の事業に附帯する事業

(支部の執行体制)

第6条 機構は、当該市町村の担当課に事務局を置き、次の役職により適正に事業を執行する。

- (1) 支部長
- (2) 副支部長
- (3) 支部事務局長
- (4) 支部職員

- 2 支部長は、支部を代表し、市町村長若しくは市町村長が推薦する者とする。
- 3 副支部長は、市町村長が推薦する者をもって充て、支部長を補佐し支部長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 支部事務局長は、当該市町村の担当課長をもって充て、支部の事務事業を総括する。
- 5 支部職員は、当該市町村の担当課職員をもって充て、支部の事務事業を行う。
- 6 市町村長は、第1項(1)～(4)の者の推薦等を行い、機構に届けるものとし、各職が替わった場合は、遅滞なく変更し機構に届けるものとする。

(緑の協力員)

第7条 支部は、第5条第1項第1号の緑の募金活動を展開するため、緑の協力員(団体を含む。)を配置し組織活動により各層、各分野に広く募金活動を展開するものとする。

- 2 緑の協力員は、原則として支部長の推薦した者とし、事務局の職にある者は、これに推薦された者と見なす。

(事業の実施)

第8条 機構は、理事会で決定する毎年度の事業計画に基づき、第5条に掲げる支部事業について計画を樹立し、支部と調整するものとする。

- 2 支部は機構が別に定める実施要綱等に基づき事業を実施しなければならない。
- 3 機構は事業実施を指示し、支部は報告を行わなければならない。

(事務処理)

第9条 支部の事務処理は、文書の処理を機構文書管理規程(規程第5号)、経理処理を機構経理規程(規程第17号)によるほか、当該市町村の決裁規程等に準じて行う。

(監査等の協力)

第10条 機構の監事又は会計監査人が支部の事業及び事務処理を調査及び監査するときは、支部たる市町村がこれに協力しなければならない。

- 2 理事長、専務理事又は常務理事が、支部事業の執行に関し、調査の必要がある場合は、前項と同様とする。

附 則

- 1 この規則は、公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日から施行する。

- 2 公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日の前に、公益社団法人とくしま森とみどりの会の支部として設置された支部は、この規則による支部として引き継ぐものとする。